

介護予防・日常生活支援総合事業に係る日割算定の適用について

以下、平成 29 年 2 月 13 日厚生労働省事務連絡から、「I-資料 9」による日割り算定についての総合事業に係る部分を掲載いたします。日割算定は基本的にこの表に基づいて適用することとなり、事例ごとの対応については補足資料をご参考にしてください。

※表内の取消線で削除されている部分は、三田市においては適用がない、又は総合事業の完全移行後には適用がない項目となります。

◆月額報酬の日割り請求に係る適用

- ・以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
- ・日割りの算定方法については、実際に利用した日数に関わらず、サービスコードの算定対象期間（※）に応じた日数による日割りとする。

日額の単位数 (サービスコード上)	×	サービス算定対象日数	=	単位数
----------------------	---	------------	---	-----

※サービス算定対象期間

- ・月途中に開始した場合・・・起算日から月末までの期間
- ・月途中に終了した場合・・・月初から起算日までの期間

サービス	月途中の事由	起算日※2
介護予防・日常生活支援 総合事業 ・訪問型サービス(みなし) ・訪問型サービス(独自) ・通所型サービス(みなし) ・通所型サービス(独自) ※月額報酬の単位とした 場合	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要支援1⇔要支援2) ・区分変更(事業対象者→要支援) 	変更日
	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業指定効力停止の解除 	契約日
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者との契約開始 	契約日
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問介護の契約解除(月額報酬対象サービスが訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)の場合) ・介護予防通所介護の契約解除(月額報酬対象サービスが通所型サービス(みなし)、通所型サービス(独自)の場合) 	契約解除日の翌日
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設入居者生活介護または介護予防認知症対応型共同生活介護の退去(※1) 	退去日の翌日
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1) 	契約解除日の翌日
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活介護または介護予防短期入所療養介護の退去(※1) 	退所日の翌日
	開始	

終了	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更（要支援1⇔要支援2） ・区分変更（事業対象者→要支援） 	変更日
	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更（事業対象者→要介護） ・区分変更（要支援→要介護） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※） ・事業廃止（指定有効期間満了） ・事業所指定効力停止の開始 	契約解除日 （廃止・満了日） （開始日）
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者との契約解除 	契約解除日
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問介護の契約開始（月額報酬対象サービスが訪問型サービス（みなし）、訪問型サービス（独自）の場合） ・介護予防通所介護の契約開始（月額報酬対象サービスが通所型サービス（みなし）、通所型サービス（独自）の場合） 	サービス提供日の前日
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設入居者生活介護または介護予防認知症対応型共同生活介護の入居（※1） 	入居日の前日
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始（※2） 	サービス提供日（通い、訪問又は宿泊）の前日
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活介護または介護予防短期入所療養介護の入所（※1） 	入所日の前日

サービス	月途中の事由	起算日※2
介護予防ケアマネジメント費	<ul style="list-style-type: none"> ・日割り算定は行わない ・月の途中で事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額報酬の算定を可能とする。（※1） ・月の途中で要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。 ・月の途中で利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 	—

※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額報酬の算定を可能とする。なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。

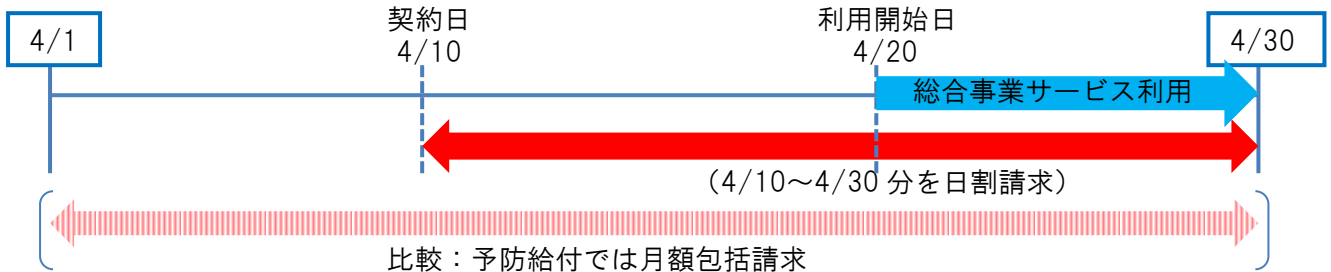
※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

< 補足資料 >

1. 月途中で新規で総合事業サービスを利用する場合

総合事業サービスに係る事業者と利用者との契約日を起算日として日割り算定を行います。

(※ただし、双方の合意があれば、利用開始日を起算日に用いることも可能です。)

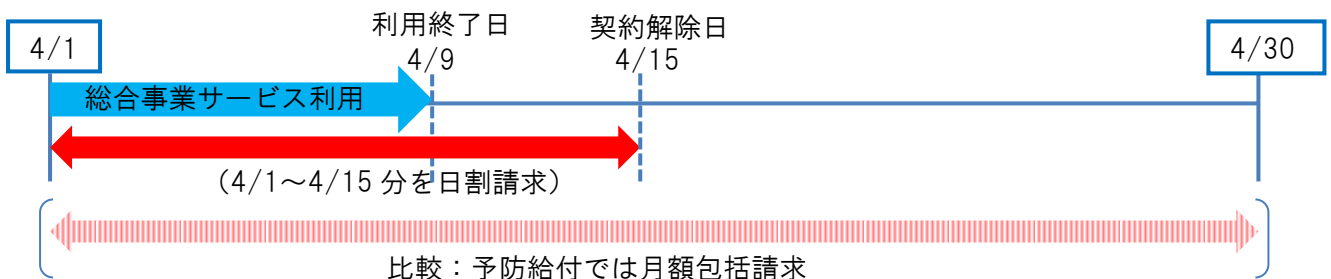


○上記の場合：日割り単位数 × 21日 (契約日からの日数)

2. 月の途中で利用契約を解除した場合

総合事業サービスに係る事業者との契約解除日を起算日として日割り算定を行います。

(※ただし、双方の合意があれば、利用終了日を起算日に用いることも可能です。)



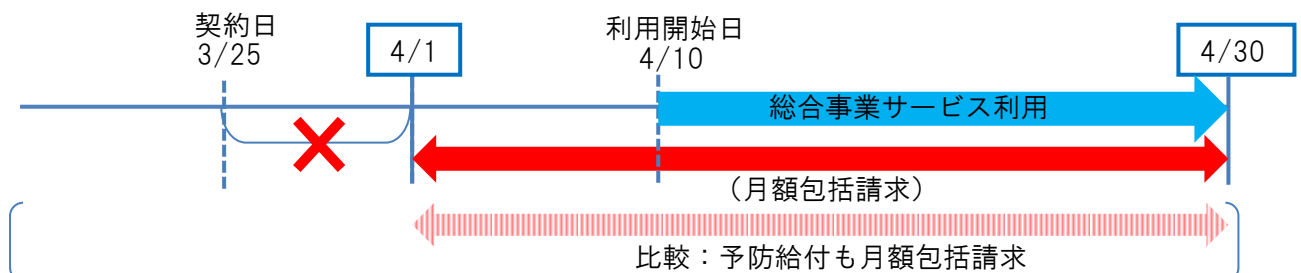
○上記の場合：日割り単位数 × 15日 (契約解除日からの日数)

< 「契約解除日」の考え方 >

契約解除日は、「利用契約が解除された日」のことを指します。解除の形式について市が定めることはありません。ただし、ケアプランに終了日を明記すると共に、事業所で作成されている「サービス提供状況報告書」や「日報」等の公文書に解除日、解除理由、口頭で合意形成がなされた場合はその日付などを必ず記録しておくよう、よろしくお願いいたします。(10. 追記の③参照)

3. 契約月の翌月途中からサービス利用を開始した場合

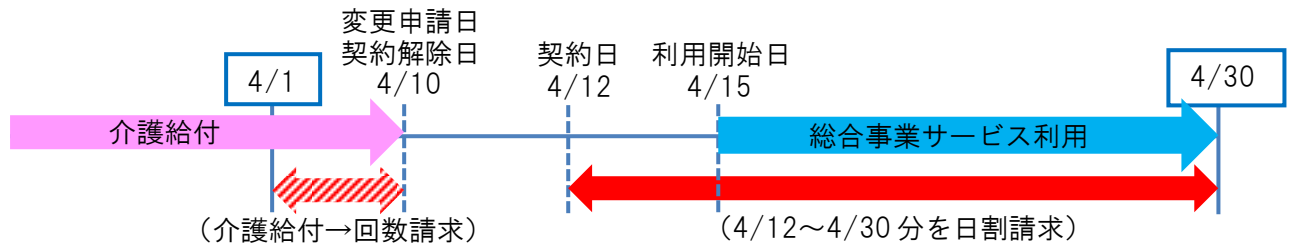
契約が締結されていても、利用実績がない月の報酬は請求できません。よって利用を開始した翌月分から請求を行いますが、この場合は利用開始が月途中からであっても月額包括請求が可能です。



4. 区分変更により要介護⇒要支援となった場合

区分変更申請日から総合事業へ移行することになりますが、この場合は区分変更日とは関係なく、利用契約日が月途中であれば契約日から日割算定を行います。

※逆に要支援⇒要介護となった場合も、契約解除日を起算日とした日割算定を行います。

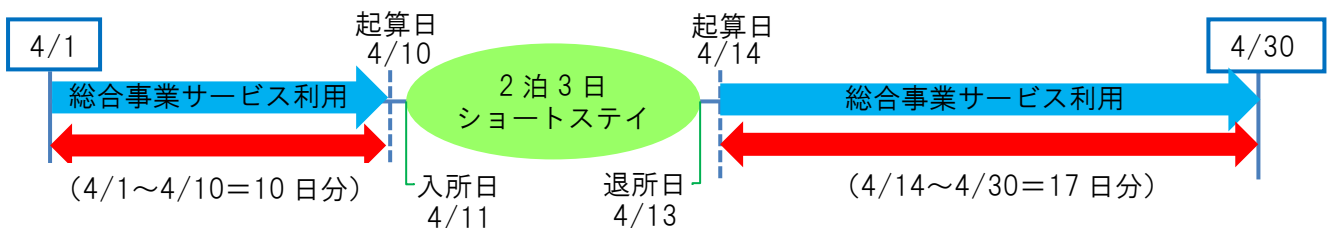


○上記の場合：日割り単位数×19日（契約日からの日数）

5. ショートステイ（介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護）を利用した場合

入所時はその前日、退所時はその翌日を起算日として、日割算定を行います。

（例）月の途中で2泊3日のショートステイを利用した場合

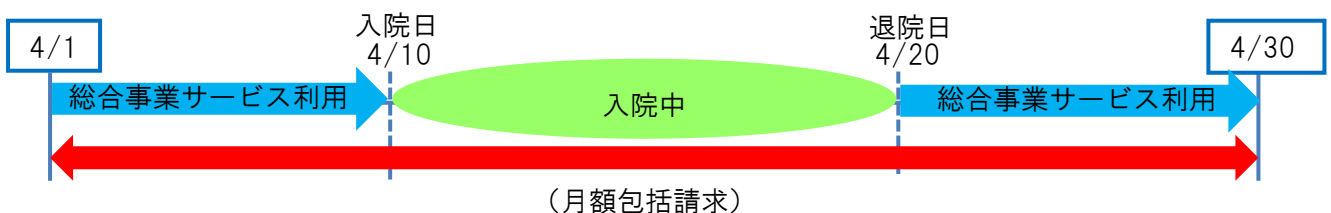


○上記の場合：日割り単位数×(10+17)日（ショートステイ利用日を抜いた日数）

※老人ホームやケアハウス、グループホームへの入退去、介護予防小規模多機能型居宅介護の宿泊サービス利用についても起算日は同様です。

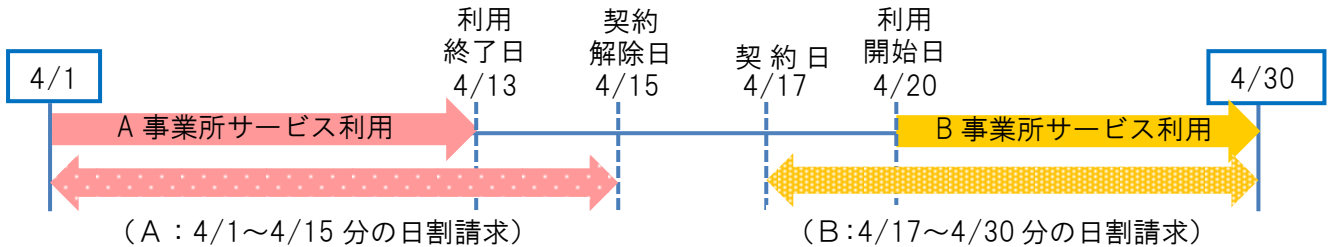
6. 月途中で入退院した場合

医療機関への入院に伴い月途中でサービス利用が中断した、又は退院に伴いサービス利用を再開した場合、日割り計算の対象とはならず従来どおりの月額包括請求となります。契約を解除した場合は解除日までの日割り計算となりますが（上記2. の場合と同様）、検査入院など短期となる場合もあるため、入院を理由に必ず契約を解除しなければならないということはありません。



7. 月途中でサービス事業所の変更を行った場合

従来の予防給付と同様に、契約日または契約解除日を起算日としてそれぞれのサービス事業所で日割算定をすることになります。



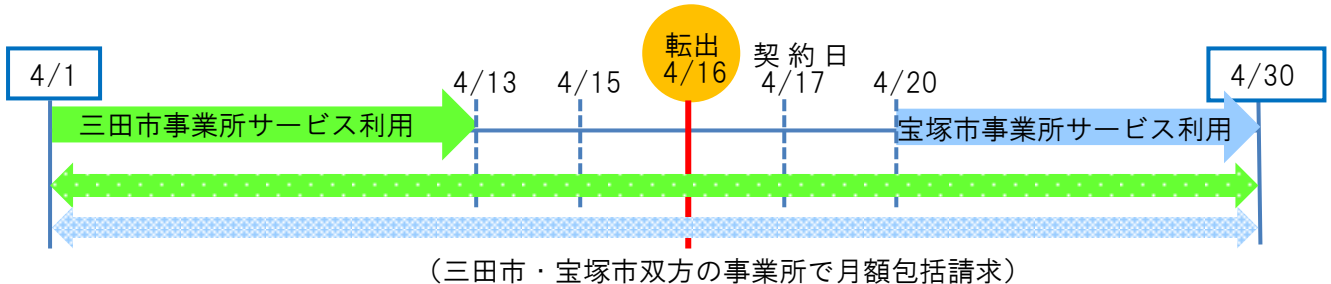
○上記の場合

A事業所：日割り単位数×15日（契約解除日からの日数）

B事業所：日割り単位数×14日（契約日からの日数）

8. 月の途中で転入・転出した場合

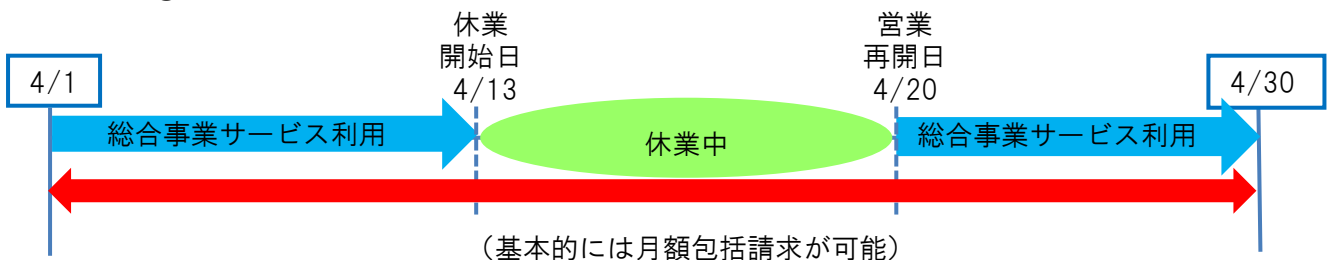
月途中で保険者の変更を伴う転入又は転出をした場合は、上記厚労省通知の脚注ただし書き「利用者が月途中で他の保険者に転出する場合」が適用され、双方の保険者において月額包括請求が可能となります。（※市内転居では適用されません。事業所の変更が伴えば上記「7.」が適用されます。）



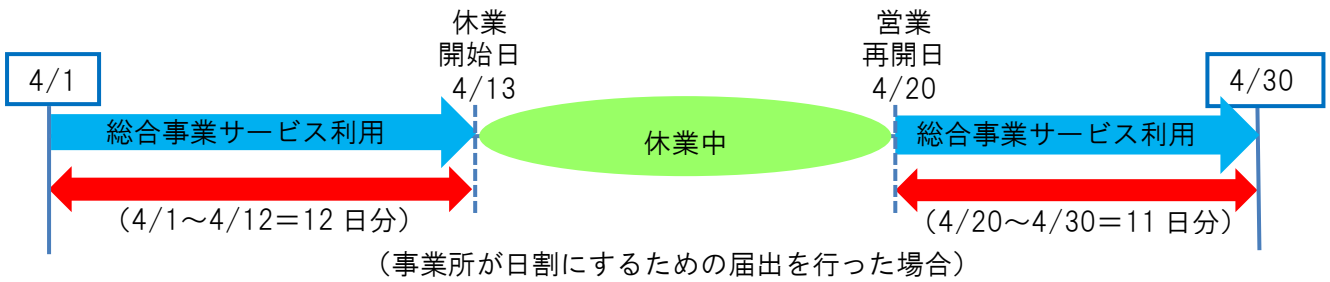
9. 事業所が一時的な休業をする場合

月の途中で、事業所が施設の改修などの理由でサービスの提供を一時的に休止する場合、利用者との契約の解除又は事業所の指定効力の停止・廃止が伴う場合は日割り算定を行いますが、伴わない短期間の場合などは基本的に月額包括請求が可能となります。ただし、休業の期間のみサービスの提供を休止する旨について、利用者との間で契約の覚書を交わしていただければ、その期間を差し引いての日割り計算をすることも可能ですので、対応については各事業所にご確認ください。

<パターン①>

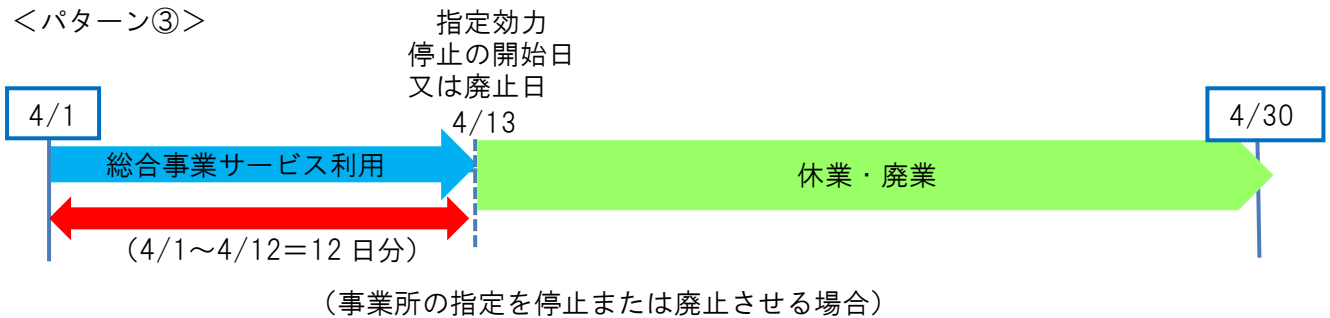


<パターン②>



○上記の場合：日割り単位数×(12+11)日(休業中の期間を抜いた日数)

<パターン③>



○上記の場合：日割り単位数×12日(指定効力停止の開始又は廃止日までの日数)

※全国的な感染症の拡大や自然災害等が原因であれば、特別に厚労省等から指示が出される可能性もありますが、その場合は各通達の指示内容が優先されます。通達があった際には周知連絡をいたしますので、ご確認をお願いいたします。

10. 追記

- ①この通知で定める内容については、平成30年4月1日から適用するものとし、それ以前の請求について過誤処理をしていただく必要はありません。
- ②事業者は、総合事業の利用について契約を結ぶ際、利用者に日割りの取り扱いについて十分に説明し、同意を得るようにしてください。
- ③「契約日」とは利用契約書に記載される契約締結日を指します。「契約解除日」は、契約の解除が行われた日です。契約の解除は、「契約違反などで利用者、又は事業者から契約を解除する」「契約書で定めた解除条件を満たす」「当事者間での話し合いにより合意が成立した」などの場合に行われます。契約解除日が日割算定の起算日となったことにより、事業者は解除日を明確にして管理する必要があります。方法としては利用者へ解除日を明記した通知文書を送付し、事業所で写しを保管することが最善ではありますが、業務の増大も見込まれますので市がこの方法を指定することはありません。文書通知をされない場合は、契約解除が確定した日付や解除日、解除理由を事業所内の公文書（サービス提供状況報告書、日報等）に明記しておくよう、お願いいたします。

11. 問い合わせ先

三田市介護保険課 高齢者支援係 電話：079-559-5070